

事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 2 0 日

桶川市介護予防・日常生活支援総合事業
訪問型サービス・通所型サービス事業所 各位

桶川市健康福祉部高齢介護課長

新型コロナウイルス感染症に係る訪問型・通所型サービスの
臨時的な取扱いについて（通知）

本市の介護保険・高齢者福祉行政につきましては日頃より御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて」（令和 2 年 2 月 1 7 日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等で示されているところですが、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）について、本市の方針をお知らせします。

記

1. 桶川市総合事業における訪問型・通所型サービスの臨時的な取扱いについて
厚生労働省が示している訪問介護や通所介護に関する臨時的な取扱いと同様の取扱いとします。

2. サービス提供及び報酬算定に係る留意点（補足説明）

訪問型サービス

利用者・家族及び訪問介護員への感染拡大を防止するため、訪問時間を可能な限り短くする工夫を行った場合のサービス提供時間についての取扱い

(1) 指定訪問介護相当サービス及び訪問型サービス A (A 2・A 3)

提供時間に関わらずケアプランに基づく月額報酬を算定。

通所型サービス

(1) 利用者等の意向により、電話による安否確認を実施した場合

①通所介護相当サービス (A 6)

ケアプランに基づく月額報酬を算定。

②通所型サービス A (A 7)

ケアプランに基づいた提供回数で、1日1回算定可能。なお、1.5時間以上3時間以下にて算定。

(2) 利用者等の意向により、電話による安否確認等を含むサービス提供をしない場合

①通所介護相当サービス (A6)

サービス提供実施した前日までの日割計算を行う。

②通所型サービスA (A7)

サービス提供実施の前日までに提供した回数を算定。

共通

1. 厚生労働省の通知及び本通知は、あくまで臨時的な取扱いとなります。
2. 電話による安否確認実施については、必ず利用者の意向を確認してください。また、確認した際のやりとりは記録に残しておいてください。
3. 電話による安否確認等を実施した場合には、日時、担当者、内容等を記録に残しておいてください。

以上

問い合わせ先

高齢介護課地域包括ケア推進係

TEL : 048-786-3211

FAX : 048-787-5409